

# 柏市国民健康保険料改定指針

制定 令和6年1月29日

## 1 背景

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を鑑み、令和2年度以降、国民健康保険事業財政調整基金を活用して保険料率・額を据え置いてきた。その結果、令和6年度も据え置く場合、標準保険料と一人当たりの保険料との乖離額が3万円を超える見通しとなっている。国民健康保険事業財政調整基金は令和5年度末で枯渇する見通しであり、令和6年度以降の保険料率・額を見直さざるを得ない。

## 2 将来推計

令和5年度の保険料率・額を据え置いた場合の将来推計について、千葉県が策定する「第2期千葉県国民健康保険運営方針」の対象期間にあわせて行ったところ、令和12年度には千葉県が示す標準保険料との乖離（保険料の不足額）が、加入者1人当たり約6万3,000円となることが見込まれた。

## 3 課題

令和6年度は標準保険料との乖離が3万円を超えることが見込まれるが、令和6年度単年で解消することは難しい。

一方で、財源不足を補填するため一般会計から繰り入れを行うことは、すでに公費が投入されている国民健康保険制度の外で行うものとなり、国及び千葉県から、将来的な都道府県単位での保険料統一の阻害要因となるとして、行わないよう求められている。

したがって、次の2点が課題となる。

- (1) 保険料改定の中期的な方向性（改定額及び時期）
- (2) (1)に基づき改定した場合、当面の財源不足を補填するために繰り入れざるを得ない一般財源の規模

#### 4 柏市国民健康保険運営協議会の答申内容

かかる課題に対し、国保料改定指針の策定について、柏市国民健康保険運営協議会に諮問し、次の答申を受けた。

＜答申の主な内容＞

- (1) 令和6年度から令和11年度までの6年間、毎年保険料率を改定し、令和12年度までに実質的赤字の解消を図ること。
- (2) 各年度の改定幅は、1人当たり8,500円を目安とすること。
- (3) 市は歳入確保及び歳出適正化の取組みを行い、できる限り保険料負担の抑制を図ること。

#### 5 解消の基本的な視点

標準保険料は毎年増額する見込みであり、標準保険料との乖離を計画的に解消していく必要がある。

特に、令和12年度の保険料率の統一の可能性を考慮し、令和6年度から令和11年度までの6年間において、段階的に保険料率を見直し、標準保険料との乖離の解消を目指すこととする。

見直しにあたっては、柏市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、被保険者の保険料と一般財源の投入額の双方を可能な限り抑制するとともに、国民健康保険制度は制度改正が頻繁に行われるため、将来推計を毎年度行い、改定の幅等を決定する。

#### 6 本市の取り組み

本市の努力により得られる交付金等の確保や徴収率の向上、医療費の適正化に努め、出来る限り保険料負担額の抑制を図る。

#### 7 その他

国民健康保険制度の意義、国保財政の窮状や将来推計を含め、保険料改定の必要性とその方法について、広く市民の理解を得られるよう、周知する。